

環 境 委 員 会 資 料

平 成 2 8 年 2 月 1 0 日

平 成 2 8 年 第 1 回 定 例 会 提 出 議 案 資 料

議 案 第 2 9 号

学 校 教 育 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関
す る 条 例 の 制 定 に つ い て

資 料 : 川 崎 市 乗 合 自 動 車 乗 車 料 条 例 新 旧 対 照 表

交 通 局

川崎市乗合自動車乗車料条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市乗合自動車乗車料条例 昭和25年12月15日条例第44号 (略)</p> <p>第4条 通学定期乗車券(甲)及び通学定期乗車券(乙)は、次に掲げる者に対して、これを発行する。</p> <p>(1) 通学定期乗車券(甲) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)以上の学校及び交通局長がこれと同等と認めた学校への通学のため乗車する者</p> <p>(2) 通学定期乗車券(乙) 学校教育法第1条に規定する小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)及び交通局長がこれらと同等と認めた学校への通学のため乗車する者</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(略)</p>	<p>○川崎市乗合自動車乗車料条例 昭和25年12月15日条例第44号 (略)</p> <p>第4条 通学定期乗車券(甲)及び通学定期乗車券(乙)は、次に掲げる者に対して、これを発行する。</p> <p>(1) 通学定期乗車券(甲) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校(特別支援学校の中学部を含む。)以上の学校及び交通局長がこれと同等と認めた学校への通学のため乗車する者</p> <p>(2) 通学定期乗車券(乙) 学校教育法第1条に規定する小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)及び交通局長がこれらと同等と認めた学校への通学のため乗車する者</p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>